
日本科学者会議

京都支部ニュース

9月号 No.403

2017年9月12日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

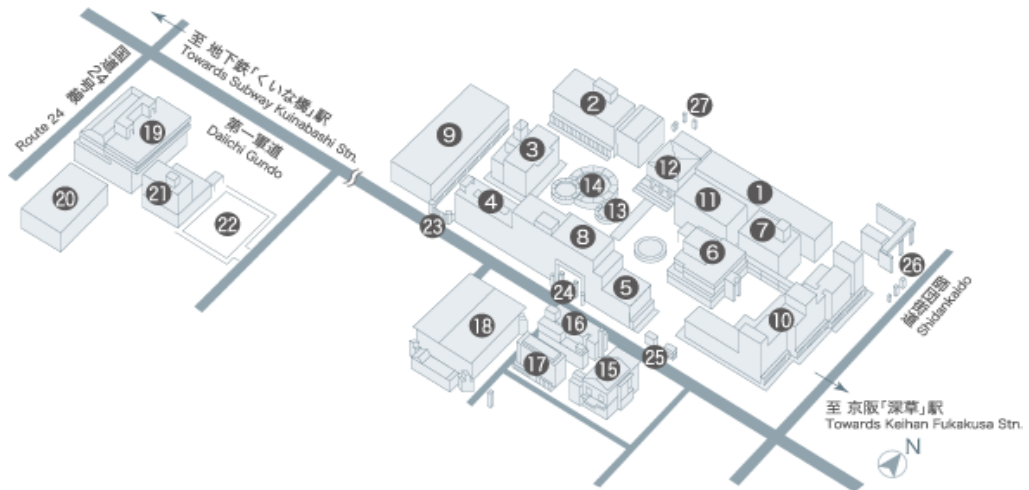
- 京都支部講演会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 「JSA 夏の学校 2017 in 東京」カンパのお願い・・・・・・・・・・3
- JSA 女性委員会による「調査」実施準備と「調査チームメンバー」を募ります！・・・・・・3
- 『日本の科学者』読書会 8 月例会（8/18）「介護福祉労働再考－介護福祉労働の社会的意味と専門職養成の課題－」・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 『日本の科学者』第 2 回近畿地区サポーター会議（8/26）報告・・・・・・・・・・5
- 「何度でもやりなおせる」出版記念シンポジウム（9/2）の報告－「何度でもやりなおせるーひきこもり支援の実践と研究の今」のつどいー・・・・・・・・・・7
- 8 月・9 月の支部関連行事の案内・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - ・ 第 5 回支部幹事会（9/21）
 - ・ 9 月読書会（9/22）
 - ・ 第 23 回自然科学懇談会（9/30）
 - ・ 第 5 回支部ワーキング会議（10/6）
 - ・ 京都支部講演会（10/6）
 - ・ 関西懇 10 月例会（10/8）
- シリーズ「私の憲法メッセージ」
 - 憲法を暮らしに生かす科学の目（富田道男）・・・・・・・・・・8
 - 主権在民，戦争放棄，個人の尊重（宗川吉汪）・・・・・・・・10
- ★ 寄稿：政権に潜入する右派集団・日本会議（その 2）（宇民 正）・・・・・・11
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより・・・・・・・・・・12
- ◆ <お尋ねします！！ どなたの会費だったのでしょうか？> の顛末記・・・・・・・・13

京都支部講演会のご案内

JSA 京都支部では、以下の要領で「米朝問題講演会」を開催します。きわめてホットな 이슈であり、講師にも適任の方をお招きします。多数のみなさまのご参加をお待ちしています。

- ・日 時：10月6日（金）18:30～20:30（終了予定）
- ・場 所：龍谷大学（深草学舎）21号館1階101教室

※ 以下の地図⑧の建物です（正門②④を入ってすぐ左側の建物です）。



- ※ JR 奈良線「稲荷」駅下車，南西へ徒歩約8分
- 京阪本線「深草」駅下車，西へ徒歩約3分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋」駅下車，東へ徒歩約7分

- ・内 容：康宗憲（カンジョンホン）さん

「アジアの歴史と平和の構築

－ 米朝関係の緊張と対話による問題解決 －」

- ・その他：事前の申し込みは不要です。資料代として500円をご負担ください。

【康宗憲さんの略歴】

奈良県生まれの在日韓国人2世。ソウル大学医学部留学中の1975年、「北朝鮮のスパイ」の容疑で反共法・国家保安法違反で拘束され、死刑判決が確定。その後無期懲役に減刑され1988年に仮釈放、1989年に帰日。2002年、大阪大学大学院国際公共政策研究科入学。2007年同大学院にて博士学位取得（国際公共政策学）。現在、大阪大学・同志社大学などで非常勤講師を勤め、国際平和や人権に関する科目を担当している。2011年に再審請求が認められ、2013年にソウル高裁で無罪判決。2015年8月、大法院（最高裁）で無罪確定。

（文責：細川孝）

「JSA 夏の学校 2017 in 東京」カンパのお願い

今年も「JSA 夏の学校」が9月8～10日に開催されました。夏の学校は全国の若手研究者の学習と交流の場として、毎年院生が中

会や築地でのフィールドワークを実施しました。また、今年は若手の新入会員2人を含め、京都支部からは4名の若手が参加しました。

JSA 女性委員会による「調査」実施準備と「調査チームメンバー」を募ります！

心となって企画しております。今年は、「住民不在の東京都政 ―豊洲・オリンピックから地方自治を考える―」というテーマのもと講演

つきましては、若手の参加補助としてカンパのご支援を賜りますようお願い申し上げます。同封の払込用紙をお使い下さい。

女性委員会では、2017年度の活動として「女性研究者の実態把握」調査を行うことになりました。質的な実態把握や深い分析を重視し、女兒の誕生以後から学生時代にいたるまでのジェンダーも考察する予定です。

女性委員会の中に「調査チーム」を設定し、具体的な調査内容は調査チームで検討することになります。調査結果（中間報告含む）は

2018年12月に予定されている「22総学」にて報告する予定です。

そこで「調査チームメンバーになりたい」と思われる方を募ります。また、ご意見があれば「調査チーム」以外の方もご提案ください（JSA京都支部までご連絡いただきますようお願いいたします）。

『日本の科学者』読書会8月例会の報告

8月号特集：「介護福祉労働再考―介護福祉労働の社会的意味と専門職養成の課題―」

標記例会が8月17日午後3時より支部事務所で開かれた。参加者5名。8月号特集より以下の4篇の論文が取り上げられた。

鴻上圭太「介護に関する資格者の養成に関する現状と課題―学ぶ機会と介護労働におけるソーシャルワークの関係」（報告：福島知子）

介護福祉士の養成校で学ぶ人が減少して

いる。その原因の一つは、介護現場の低賃金や長労働時間や変則勤務等の労働条件による。いま一つは、介護福祉士国家資格取得には複数のルートがあり、養成校に入学しなくても国家資格取得が可能であることから、介護福祉士養成校（短大・専門学校）は大幅な定員割れになっている。養成校で学ぶ人が減ることは、介護労働をソーシャルワークの視点で捉えることが脆弱なものとなると筆者は指摘

する。

介護福祉士資格取得は、①実務経験ルート②福祉系高校ルート③EPA ルート④養成校ルートがある。養成校に行かなくても介護の資格（介護福祉士を含め多種あり）取得ができる。政府が推し進める地域包括ケアシステムを形づくるための人材確保政策であり、介護に関する資格は、短時間で「手技」を中心としたカリキュラムで占めていくのではないかと筆者は危惧している。

養成校以外では、学問として体系的に介護福祉学を学ぶ機会が与えられていないこと、非常に短時間で介護に関する資格養成がなされ、介護人材の裾野として広がっていくことを想定した介護人材確保計画がなされている。介護に関する資格とその取得の現状は、介護労働者が市民とともに生存権を獲得していく主体となり得ないし、市民の生存権をおびやかす問題であると結んでいる。

石田一紀「介護福祉労働の社会的意義を改めて問う」（報告：福島知子）

介護福祉労働は、「日常生活が困難な高齢者」を対象にしていると理解されている。現実には低所得者単身者、認知症、アルコール依存症や鬱病、重複障害にある高齢障害者等「社会制度の谷間」にある人々への援助の中核を担ってきた。生活そのものへの総体的援助であった。

介護福祉労働の量と質の改変、生活援助の切り捨ては「社会制度の谷間」にある人々への「総合的援助の切り捨て」になっていった。

介護福祉労働は、疾病、障害の形成過程となっている生活基盤とその脆弱化に注目し、問題を総合的にとらえ対応していかなければならない。洗濯・調理・排泄・水分補給等の

部分的・代替介助ではなく、貧困という総体的な状態への介護であり、介護計画の文面が、「排泄介助」「清掃」であってもその通りにはいかない。分秒単位の細切れサービスの組み合わせではない。人間の生活は、生命活動を基本に連続している。その瞬間をつなぐその人固有の目的意識がある。人間的に生きていこうとする内的な発達要求が反映されている。人間的な要求は、自己の社会的存在意義が実感されてこそ、生きることから生きていくことへの思いとして醸成されていく。単に個性ということではなく生活文化をはじめとする生活史を反映している。

介護福祉労働の働きかけは、要介護者を社会や制度に「適応」させるために行うのではない。社会的諸関係や制度に働きかけ、生活力を引き出すために働きかけるもの。生きがいや能力が社会的に封じ込められ潜在化していることに注目し、持っている能力を引き出し合い、生かし合い、伸ばし合っていく集団づくりを目指している。筆者はこのように介護福祉労働の真髄を述べる。

次に筆者は、産業・雇用労働の転換に伴い不安定就労が一般化していくなかで、矛盾が集中的にあらわれているのが介護福祉労働であると具体的に矛盾を明らかにする。介護要求は、共同性を基本に、歴史性、個別性がある。生活という連続性の中で具体化していくもの。所得・住宅・家族などの歴史的・社会的要因を無視し、画一的にケアパックを提供することはできない。介護要求は人間の生命に関わるもの。現行制度では、要介護状態が社会的に潜在化している人々の要介護度が正確に反映されない。「軽度者」といわれる「社会制度の谷間」にある人々こそ、要介護状態が社会的に潜在化しているが、政府は「地域

包括ケアシステム」によって介護保険制度から切り離そうとしていると指摘する。

政府や財界等が雇用や社会保障を見直す動きを早めるほど、国民の医療や福祉など社会的需要は高まり、労働政策の矛盾が噴出する。具体的には、①介護福祉労働者の供給が社会的需要に追いつかず、不安定就労の激化により離職者が増大、②要介護者が増大・重度化していくという政策的な矛盾の激化、③団塊世代の高齢化・都市の高齢化に対する医療費・介護ベッド削減という政策課題が切実になる等であると結んでいる。

河野勝行『介護労働の専門職性』議論のために－ヘルパー制度利用の障害者の立場から』（報告：藤本文朗）

磯野博・他「介護人材育成と外国人労働者問題－中国・ベトナムとの交流を通して」（報告：藤本文朗）

私の担当は、1つは河野勝行氏の論文のコメント。氏は個人的に全障研の40年来の研究者仲間。この分野の歴史研究者で、文理関

から数冊、アカデミックな本を出されている。この論文では、“Nothing about us without us”が国際的にいわれる中で、当事者の立場で書かれた質の高い論文で、しかし、介護士に注文をつけながら、はげます文といえる。

もうひとつは磯野博らの論文で私と共著である。JSA本部への声で「欧米のこともとの声」があったが、その手の本は山ほどあり、中国、ベトナムを取り上げてもいいといえよう。とりわけ、EPAとのかかわりもある、中国が本格的に「介護」のことを取り上げ、日本の介護から学ぶ（福岡市の介護の研究者と提携講師を中国へまねいて）方向にある（技術面）。

いずれにせよ、JSAの雑誌がこの問題を取り上げたことに感謝したいが、JSAからも理学系の参加が求められる。また、JSAの会員の多くは早々介護の当事者になる（私をふくめ）といえる。

『日本の科学者』第2回近畿地区サポーター会議報告

2017年8月26日（土）の13:30から16:30まで、JSA京都支部事務所にて、2017年度2回目の近畿地区サポーター会議が開かれた。京都支部からは、清水さん、宗川さん、大倉さん、前田の4名、大阪支部と兵庫支部から2名ずつ、滋賀支部から1名が出席した。

恒例にしたがって、メンバーの自己紹介と近況報告が交換された。今年から編集委員になった兵庫支部の松本さん、京都工繊大を退職して支部幹事になった大倉さんが初参加で

あった。松本さんは、「読者の声」担当とのことで、熱心に「声」の勧誘をされていた。軍学共同反対の取り組みでは、滋賀県が連絡会を作って各大学に申し入れをしていることや神戸大学では現役教員だけで軍事研究反対の要望書を出して、学長から軍学共同反対の回答を引き出した経験が報告された。宗川さんからは、自衛隊を容認する「安倍流9条改正予想案」が配付され、この案は国民投票で通るのではないかと注意喚起がなされた。

大阪支部の長野編集委員長から、編集委員会の状況が報告された。9月号より表紙に写真を掲載するようになった。経費節減のため、常任編集委員会は全国会議を含めて年4回になる。来月は関東地区のサポーター会議が開催される。10月号から来年3月号までの特集は確定している。順に、「変わりつつあるキューバ」「風力発電低周波音」「熱帯雨林の保全」「大学の平和教育(通巻600号)」「気候変動」「震災と宮城の教育」。それ以降は、「技術論から原発を考える」「水田の生物多様性」「大気汚染」「タンパク質の科学」「憲法問題」などが計画されている。特集は客員編集委員が担当するが、非会員もいるとのことで、京都支部からは会員優先を原則とすべきとの意見が紹介された。

その後、合評会に移り、7月号と8月号の批評が行われた。以下、号別に意見を紹介する。

<7月号>

<表紙>久しぶりに特集なしという緊急事態になった。溜まっていたレビュー論文をつぎ込んだ。「学問の軍事化に抗う」という表紙のタイトルは<ひろば>の記事にちなんで書いた。このタイトル表記については違和感があるとの意見がでた。

<今清水論文>原発の排水による海水の温度上昇は影響しないのか。表はHPのコピーを張り付けてあるが、作り直せなかったのか。

「相関係数」の意味するところがわかりにくい。

<菅野論文>元は原発問題ではなかったのか。科学論から出発したわけではない。宗川さんより支部ニュース原稿を配付して「菅野論文」の矛盾を指摘。第1は、「科学の価値中立」をいいながら「理論的価値」を認める。第2

は、「価値中立」と「没価値」は同義の学術用語であるにもかかわらず勝手に無視。第3は、技術は「価値中立」でないが「両刃の剣」(価値中立)である、という。論文を掲載した編集委員会に抗議。

<小林論文> 京都支部ニュースでも書いてもらって、購入依頼があった。低周波被害は、アレルギーや自閉症などと同じく、昔からあったのが人権擁護との関係で顕在化してきた。あるいは、増加しているかもしれない。日光過敏症の経験があり、紫外線アレルギーのときはサングラスをかけた。

<新ヶ江論文>「生権力」の説明で、「死を脅かす」はおかしいのでは。男性の皮膚から卵子を作っても大丈夫なのか。女性の卵子の場合とどう違うのか。

<福岡教育大レポート>「UI」(=university identity)、「壟断」(=独り占め)が分からない。

<8月号>

<科学者つうしん>「福井支部」の記事なのに「JSA 東京支部」とは恥ずかしい間違い。9月号に訂正記事。編集委員会の手を離れているが、チェックが必要。

<河野論文>「くちなしでの色付けを知らない」や「井鉢でカレーはおかしい」の例は特殊過ぎないか。1日2時間でヘルパーをこなす方が難しい。

<鴻上論文>介護の資格が大学なしで取れるようでは、福祉系の大学が崩壊してしまう。一方で、大学での福祉学部は要件が厳しくなっている。ホームヘルパーの講習では、テキストは膨大。時間は高齢者、障害者で3時間ずつしか要しない。関西福祉大学に非常勤講師に行っているが、180名のときは、授業崩壊していた。そのうちに、受講生が減って素

晴らしい学生 20 名ぐらいが残った。これからは、介護を「受ける」側の教育が必要かもしれない。最近、「乳幼児心理学」について、将来子どもを預ける側として学生に講義するのが必要。

＜磯野論文＞外国人介護労働者について、日本語の試験が受かるのが困難。技能レベルは身についたとしても、試験に合格するための

日本語能力をどう身につけるかが問題。

＜特集全体＞介護、福祉は学問分野としてマイナー。もっとリスペクトしなくてはならない。今回は養成段階の課題で、大学のカリキュラムの話があってもよかった。

第3回の会議は、10月28日に大阪での開催予定を確認した。

(文責：京工織大分会 前田耕治)

「何度でもやりなおせる」出版記念シンポジウムの報告 —「何度でもやりなおせる—ひきこもり支援の実践と研究の今」のつどい—

65 人の涙と笑い

JSA 京都支部の後援をいただいた上記のつどいは、9月2日(土)午後、仏大2条キャンパスで、65人のこの問題で悩む親子らが参加。当事者がギターで歌を通してたちなおった経過を報告、二人のひきこもりの親の思い、支援を20年近くかかわった研究者のパネルディスカッションとわかりやすい「ひき

こもり」の精神科医の講演であった。サイレントマジョリティーといわれる人(この問題で悩む人の10分の1が参加)が感動したつどいとなった。

この問題は「日本の科学者」での特集をきっかけに、本の出版を記念としてのつどいであった。JSA 京都支部の協力に感謝し報告する。

(文責：藤本文朗)

8 月・9 月の支部関連行事の案内

1. 第5回支部幹事会

日時：9月21日(木) 18:00～20:00

場所：京都支部事務局

2. 9月読書会

日時：9月22日(金) 16:30～

場所：立命館大BKCキャンパス アクロスウイング7階 75会議室

<http://www.ritsumei.ac.jp/campusmap/bkc/>

※上記URLキャンパスマップ上の4番の建物

テーマ：日本の科学者 9月号「資本論150年」

担当：平林論文(篠田剛氏)；黒瀬論文(橋本貴彦氏)

3. 第23回自然科学懇談会

日時：9月30日(土) 13:30～15:30

場所：楽友会館

講演者：元場俊雄氏(大阪電気通信大学名誉教授、元学長、原子核理論)

題目：注目されはじめた超原子核と星の話

4. 第5回支部ワーキング会議

日時：10月6日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務局

5. 京都支部講演会

日時：10月6日（金）18:30～20:30（終了予定）

場所：龍谷大学（深草学舎）21号館1階
101教室

講演者：康宗憲（カンジョンホン）氏

内容：アジアの歴史と平和の構築—米朝関係の緊張と対話による問題解決—

6. 関西懇10月例会

日時：10月8日（日）14：00～17：00

場所：国労会館 第一会議室

テーマ：飛田晋秀さん撮影の「福島」の展示写真

担当：出口幹郎氏

シリーズ：私の憲法メッセージ

憲法を暮らしに生かす科学の目

富田道男

福島第一原発の事故を契機にして脱原発を志すようになり、大飯原発運転差止京都訴訟の呼びかけ人に加わって、2012年、初めて原告として裁判というものに係るようになりました。

その後、2014年の大飯原発3、4号機運転差止め判決や、2015年の高浜原発3、4号機の運転差止の仮処分命令をみて、「司法は生きていた」との声に共感した直後に、九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分申し立てを却下する裁判官が現れました。これを契機にして裁判官批判に目覚め、十数年ぶりに日本国憲法を丁寧に読み直して、83歳にして新しく学んだことが幾つかありますので、披露したいと思います。

その一つが憲法の構成です。第1章の天皇はさておき、第2章に戦争放棄の第9条が置かれ、国としての戦争はしないということを定めています。一か条だけですが、しかし、憲法の条文で戦争放棄を謳っている国は世界中で日本だけだそうですから、この一か条の

価値の重みは、まさに地球の重さに匹敵すると思います。

国民の権利及び義務を定める条文は第3章に置かれ、第10条から第40条までの31個の条文で構成され、憲法的全条文103個を最も多く使用して構成されています。このことから、現憲法が国民主権を守るためのもの、主権在民を表すものであることがよく解ります。

次に条文の多いのは、国民の代表として国民主権を守るための法律を作る第4章の国会です。第41条から第64条までの23個の条文で構成されています。衆議院・参議院の各議員の任期は憲法で定められているので、衆議院が解散されなくても、任期が来れば、総選挙が行われ、新しい議員が選ばれ、形式上は直接民意の反映があります。

ここで憲法の話から少しそれますが、選挙の方法が国会の制定する公職選挙法により定められており、現行の小選挙区制では、民意が正しく議員数に反映していないことは、周

知の事実です。これを変えると現多数派の議員数が激減することがほぼ確実なので、弱腰の最高裁が度々違憲状態であると指摘はするが選挙無効の判決を出さない結果、多数派は党利党略で公職選挙法の抜本的な改正をしようとしません。ですから、選挙法を道理あるものに変えようとしないう多数派政党の議員は、他のことでよいことを言っているにもかかわらず、国政選挙では現行の小選挙区制を、せめて都道府県を1選挙区とする中選挙区制に改めて、民意が議員数に比例するように国会議員数も増やし、人口100万人あたりの国会議員数が世界ランクで160位以下という、近代国家として恥ずべき非民主的な状況は改めなければなりません。

さて本題に戻り、三番目に条文の多いのが行政府の第5章内閣です。第65条から第75条までの11個の条文で構成され、行政府の長たる内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名により選ばれるので、任命するのは天皇ですが（第6条1項）、一応国民の代表の中から代表たちにより選ばれ、間接的ですが、民意の反映があります。

しかし憲法を読み直すきっかけとなった裁判官に関する第6章司法は、第76条から第82条までの7個の条文で構成され、幾つか問題のあることに気がつきました。

まず第一に、最高裁が訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則制定権を与えられ、検察官は最高裁の定める規則に従わなければならないとされているので、一応司法権は行政からの独立が保障されているように見えます。しかし、最高裁の長は、内閣の指名に基づいて天皇が任命（第6条2項）し、他の最高裁の裁判官は内閣が任命することになっています。高裁

や地裁などの下級裁判所の裁判官は全て、最高裁が指名した者の名簿によって内閣が任命し、任期は10年とされて、再任されることができるとしています。この仕組みは、いわゆる司法官僚体制を許し、「内閣の任命する最高裁のことを聞かないと・・・」という、裁判官の独立を危うくする素地が憲法にあることを示しているように思います。

第二に、この仕組みの中で司法に対して民意の反映ができるのは唯一、衆議院議員総選挙の際の最高裁裁判官に対する審査（第79条2項）だけで、下級裁判所の裁判官に対する国民の審査制度はありません。しかもこの審査による罷免は、投票者の多数が裁判官の罷免を可とする場合（第79条3項）とされているので、投票用紙に罷免を可とする×を付ける投票者が増えない限り、白票は×ではない票つまり信任票に数えられ、×以外は無効票とされるので、罷免を可とする票数が増えることはありません。総務省の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査報告書^{*)}によると、過去5回の衆議院総選挙の際に、罷免を可とする得票を得た裁判官の得票率の最高値はわずか9.6%で、90%以上の投票者が裁判官の罷免を可としないとされています。この異常に高い数値の原因が白票を裁判官の罷免を可としない有効票とする制度にあることはほぼ間違いありません。従って、過去にこの制度により罷免された裁判官が皆無であるという状況でこの制度を有効に活用するには、該当する裁判官に×印を付ける罷免運動を全国的に展開する必要があります。沖縄県民の暮らしの係わる辺野古裁判をめぐる翁長知事の違憲上告を口頭弁論も開かず棄却した最高裁の裁判官は、次の総選挙で是非罷免したいものです。

審査制度の無い下級裁判所の裁判官に対しては、市民的批判を展開しましょう。市民多数の暮らしに係る原発裁判や公害裁判で不当な判決を下した裁判官に対しては、判決文に基づきその不当な箇所を1か所でも具体的に示して、判決の不当性を明らかにする市民

長くなりました。後は次の機会に残しておくことにします。

＊) 総務省統計

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin/ichiran.html

シリーズ：私の憲法メッセージ

主権在民，戦争放棄，個人の尊重

宗川吉汪

運動を展開することが必要だと思います。

より筆者が算出しました。

大学に入学した1958年以来、私は、2003年まで45年間ずっと大学で暮らしてきた。はじめの10年は学生・院生として、あとの35年は国立大学の教員だった。当時の国立大学教員は国家公務員で、教員になるとき、憲法を守ります、と宣誓したものだ。

憲法15条に、すべての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない、とある。国立大学の教員は、産学共同で、一企業の利益に奉仕してはいけないことになっていた。また、私は、自衛隊員の入学や米軍資金に反対した。軍学共同などもってのほかである。憲法9条で戦争を永久に放棄し、軍隊をもたない日本の大学で軍事研究が許されるはずがない。

私が大学を去った2004年以降、国立大学は法人化され、大学の雰囲気がすっかり様変わりした。財界主導・文科省直轄に変貌しつつある。さらに防衛省まで乗り込んできた。大学人の心のよりどころは、憲法23条の学問の自由、21条の表現の自由、20条の信教

の自由ではなかったか。大学の自治、学問の自由がなければ大学は大学とはいえない。

2010年12月、私の住んでいる岡崎地区で、本物の死体を見せ物にする人体不思議展が開かれた。この展覧会は私の幸福追求権（個人の尊重）への侵害であるとして京都地裁に訴えた。敗訴したが、人体不思議展を日本から追い出すことには成功した。

1945年は子どもだったので、8月15日の敗戦を伝える天皇の玉音放送は憶えていない。しかし、女はかくれろ、と大人たちがさわいでいるのを記憶している。翌年の1946年1月1日、天皇の人間宣言。周りの悪ガキどもが天皇陛下もションベンするらしい、と言っていた。その4月に小学校入学。僕は戦後の民主教育第一期生。

1946年11月3日、新憲法の公布、翌1947年5月3日施行。小学校の先生が、天皇は帽子の徽章みたいなものになった、と教えてくれた。なんでションベンたれが徽章になるのか、僕にはサッパリ理解できなかった。主権

在民、戦争放棄、個人の尊重などは、僕らには空気みたいなものだった。

日本国憲法が人類英知の到達点ということ、それが 70 年間、憲法と一緒に生きてきてだんだん分かるようになった。個人の尊厳、民主主義、カントの永遠平和の思想、それらが戦後の日本の憲法に凝縮したのだ。

新憲法の誕生は奇跡に近い。米ソ冷戦は終戦間際から始まっていた。激しい内戦を経て、中華人民共和国が 1949 年 10 月 1 日に誕生した。翌年の 1950 年 6 月 25 日、朝鮮戦争が勃発した。GHQ のマッカーサー元帥は、その年の 7 月 8 日、吉田首相に警察予備隊の設置を命じた。憲法 9 条に阻まれて軍隊にすることはできなかった。憲法制定が数年遅れたら 9 条は存在しなかっただろう。

新憲法は、僕らにとっては天からの贈り物だったのだ。戦争で犠牲になった人々を忘れず、70 年間、憲法を不断の努力によって保持してきた。いわば憲法にいのちを吹き込んできた。憲法を考えることは、日本が戦争の加害者であったことも忘れず、歴史を教訓化し、エルンスト・ブロッホ*のいう人類の直立した歩みを展望することだ。

安倍内閣は、いま、憲法に自衛隊を書き込んで、再び日本を戦争のできる国にしようとたくらんでいる**。歴史の進歩に逆らうこのような暴挙を許してはならない。しかしもし、

万が一にも、憲法 9 条が穢され、骨抜きにされたら、日本人は日本人でなくなる。孫子のためにも、そんなことを絶対させてはならない、と決意している今日このごろである。

君が代、日の丸、天皇はいただけないが、私はこれからもいまの憲法とともに暮らしていきたいと思っている。

*エルンスト・ブロッホ「直立歩行、それは動物との際立った相違点であるが、人間はまだ直立で歩いていない。」

**安倍首相は、いま、憲法 9 条を改悪し、骨抜きにしようとしている。「改悪」予想案を作ってみた。1 項、2 項はそのままで 3 項を加筆する。この案が国民投票にかけられたら通ってしまうのではないかと恐れている。

「憲法 9 条改正案」

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
- ③この憲法の掲げる恒久平和の理想を実現し、国民の安全を守るため、自衛隊を置く

寄稿：政権に潜入する右派集団・日本会議(その 2)

宇民 正

京都支部ニュース 7 月号にこのタイトルで小文を投稿しました。

その後、2017 年 8 月 16 日付「しんぶん赤旗」は、「8 月 3 日に発足した第 3 次安倍再々改造内閣の安倍晋三首相を含む 20 人の閣僚のうち、公明党所属の石井啓一国土交通相を除く自民党所属閣僚全員(19 人)が、「日本会議国会議員懇談会」(日本会議議連)や「神道政治連盟

国会議員懇談会」(神政連)などに加盟歴のある「靖国」派議員であることが、本紙の調査で明らかになりました。…(以下略)」と報じました。下の表はその記事に添付されたものです。ご参考までに引用させていただきました。

	選挙区	日本会議	神政連
安倍晋三首相	衆山口4	●	●
麻生太郎副総理・財務相	衆福岡8	●	●
野田聖子総務相	衆岐阜1	●	●
上川陽子法相	衆静岡1		●
河野太郎外相	衆神奈川15		●
林芳正文部科学相	参山口		●
加藤勝信厚生労働相	衆岡山5	●	●
斎藤健農林水産相	衆千葉7	●	●
世耕弘成経済産業相	参和歌山	●	●
石井啓一国土交通相(公明)	衆北関東		
中川雅治環境相	参東京	●	●
小野寺五典防衛相	衆宮城6	●	
菅義偉官房長官	衆神奈川2	●	●
吉野正芳復興相	衆福島5		●
小此木八郎国家公安委員長	衆神奈川3	●	
江崎鉄磨沖縄・北方担当相	衆愛知10		
松山政司1億総活躍担当相	参福岡	●	●
茂木敏充経済再生担当相	衆栃木5	●	●
梶山弘志地方創生担当相	衆茨城4	●	●
鈴木俊一五輪担当相	衆岩手2	●	●

●＝加盟または加盟歴

※議連の正式名称は、それぞれ「日本会議国会議員懇談会」「神道政治連盟国会議員懇談会」。公明党所属の石井国交相以外は、全員自民党所属。選挙区は当選選挙区。日本会議議連は過去の加盟歴を含む。神政連は今年7月25日現在の加盟状況。

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

2017年度第4回幹事会(8/17)および第4回ワーキング会議(9/1)の報告

1. 会員の現況(9月4日)

一般会員 236, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 6, 若手特別会費会員 13

会員合計 258, 読者 4

2. 会費納入状況(8月28日現在)

17年度会費納入者: 一般 148/236, 家族割 3/3, 若手 1/6, 若手特別 5/13

16年度会費未納者: 一般 5, 若手特別 3, 催促状を送付しましたがお返事なし

15年度会費未納者: 一般 2, 催促状を送付しましたお返事なし

3. 会員拡大について

若手2人の入会が予定されている。

4. 会員訪問

先月号でお知らせした大学の現役会員訪問について、9月22日（金）読書会をかねて立命BKCを訪問することになりました。行事予定をご覧ください。

目下、立命衣笠の会員に連絡中です。是非ご協力ください。

5. 8月～9月の支部関連行事

8月17日（木）JJS 8月読書会

8月17日（木）第4回幹事会

8月26日（土）～27日（日）関西懇夏の合宿

8月26日（土）JJS サポーター会議

9月1日（金）第4回ワーキング会議

9月2日（土）「何度でもやりなおせる」出版記念シンポジウム

9月12日（火）支部ニュース9月号発行、JJS10月号発送

（文責：宗川吉汪）

＜お尋ねします！！ どなたの会費だったのでしょうか？＞ の顛末記

支部ニュース8月号で、財政担当幹事として、どなたの会費か判断不能な「払込取扱票」が2枚送られてきたことを、当該払込取扱票のコピーを示してお尋ねしましたが、1ヶ月経過してもどなたからも申し出がありませんでした。そこで1枚は取扱郵便局へ、もう1枚は立命館大学事務へ、直接に出向き取扱票を示して調査してもらいました。その結果、幸いにも2名の会員の名前が判明して一件着きました。

しかしながら一方で、2人とも本人からの申し出はなかったので、支部ニュースのこの部分をお読みになっていないことも判明して、編集担当幹事としてはいささか不安を感じています。支部ニュースがチャンと読まれていないのではないかという不安です。

（財政・編集担当幹事：鈴木）